

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	土壌汚染対策法施行令
規制の名称	汚染土壌処理業の許可基準に係る使用人の範囲
規制の区分	新設、改正（ <u>拡充</u> 緩和）、廃止
担当部局	環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室
評価実施時期	令和5年1月
事前評価時の想定との比較	令和5年1月時点で、社会経済情勢や科学技術に関して、平成29年9月の本規制に関するパブリックコメント実施時点から大きな変化は生じていない。仮に本規制が導入されなかったとした場合、申請者が適格である一方で使用人が不適格である場合であっても汚染土壌処理業の許可がなされてしまい、処理施設の能力を超える汚染土壌の受入れや管理票の虚偽記載等の汚染土壌の不適切な処理につながる可能性があったと言える。また、不適切な処理については、本規制導入前の平成23年から平成29年の間に3件報告されており、本規制が導入されなければ平成30年以降も少なくとも同等程度は報告されていた可能性があったと考えられる。汚染土壌の適切な処理のため、引き続き汚染土壌処理業者の許可申請における申請者の欠格要件として、申請者のみならず本店の代表者等の使用人を対象とすることが必要である。
費用及び間接的な影響の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>汚染土壌処理業の許可申請では、申請者である事業者に対して、本規制に係る使用人について住民票の写しを添付することが義務付けられている。本規制開始後の平成30年度から令和2年度までの実績によると、全国で平均37件/年（平成30年度：18件、令和元年度：41件、令和2年度：52件）の汚染土壌処理業の許可申請（変更許可申請含む。）が行われている。仮に当該申請1件あたりの本店や支店の代表者等の使用人を14人（事業所数404,561÷企業数29,250（企業活動基本調査（経済産業省、2020年度実績））とし、住民票の写しの発行手数料400円/枚（東京都事務手数料条例第3条）とすると5,600円を要したこととなる。また、申請者が住民票取得に要する時間を2時間、単価を約2,940円（4,957千円（民間給与実態統計調査（国税庁、令和2年（概要））の平均給与額（年間））÷1,685時間（労働統計要覧（厚生労働省）毎月勤労統計調査、令和2年における年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上）とし、往復交通費を1,000円とすると、合計で12,480円/件となり、461,760円/年程度の遵守費用が発生したと言える。</p>
	<p>本規制開始後の平成30年度から令和2年度までの実績によると、全国で平均37件/年（平成30年度：18件、令和元年度：41件、令和2年度：52件）の汚染土壌処理業の許可申請（変更許可申請含む。）が行われている。汚染土壌処理業者の許可申請について、申請者の使用人に関する欠格要件への該当性の確認のため、土壌汚染対策法に関する処罰歴有無の確認のため地方検察庁等へ照会する必要があるため、地方公共団体の担当者が照会に要する時間を2時間、単価を約3,240円（5,902千円（年間平均給与額：359,895円（令和3年地方公務員給与実態調査（総務省））、令和4年度の勤勉手当・期末手当4.4か月）÷1,821時間（年間総労働時間：7時間45分/日、1年で235日勤務））とし、照会先の地方検察庁の担当者が照会内容の確認に要する時間を2時間、単価を約</p>

		<p>3,720 円 (6,774 千円 (年間平均給与額 : 413,064 円 (令和4年度国家公務員給与等実態調査 (人事院))、令和4年度の勤勉手当・期末手当 4.4 か月) ÷ 1,821 時間 (年間総労働時間 : 7 時間 45 分/日、1年で 235 日勤務)) とすると、13,920 円/件となる。また、暴力団員等への該当性の確認のため、警視庁又は道府県警察本部に照会することも必要であり、地方公共団体の担当者が照会に要する時間及び照会先の警視庁等の担当者が照会内容の確認に要する時間をそれぞれ 2 時間、単価を約 3,240 円 (上記地方公務員の単価) とすると、12,960 円/件となる。これらを合計すると 26,880 円/件となり、994,560 円/年の行政費用が発生したと言える。</p>
	<p>副 次 的 な 影 響 及 び 波 及 的 な 影 響 の 把 握</p>	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>副次的な影響及び波及的な影響としては、これまで許可を受け、事業を行っていた汚染土壌処理業者が許可更新を行う際に、本規制によって許可取消しとなり、経済的な負の影響を受ける可能性が考えられるが、令和5年1月時点で当該許可取消しは報告されていないことから本規制による影響は限定的であると考えられる。</p>
<p>考 察</p>		<p>本規制により、汚染土壌処理業の許可申請及び審査にあたって、本店の代表者等の使用人に関する欠格要件への該当性確認のために発生する遵守費用や行政費用は約 39,360 円/件、全体で約 1,456,320 円/年と軽微な水準に抑えられている。また、汚染土壌の不適切処理案件や規制前に意図していなかった負の影響等は報告されていない。さらに、仮に不適切処理案件があり、土壌汚染の調査と対策が必要になった場合に想定される1年あたりの費用約 1,141 万円に比べて、遵守費用や行政費用は低い水準に抑えられている。したがって、汚染土壌の適切な処理を確保するために当該使用人の範囲を規制することは妥当であったと言える。</p>
<p>備 考</p>		